

名張市火災予防条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の基準について規定を整備します。あわせて、健康増進法の一部改正に伴い、多数の者が利用する施設については、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を掲示することが義務付けられました。

名張市火災予防条例においても、一定の要件を満たす場所には、火災予防の観点から標識を掲示することを義務付けており、同法と重複して標識の掲示が必要となったことから、喫煙所等の標識の図記号に係る規格を国際標準化機構又は日本産業規格が定めたものとするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 急速充電設備の基準について、急速充電設備の定義に係る規定を整備するほか、充電ポストの取扱い、緊急停止装置の設置の義務等を定めます。
- (2) 喫煙所、禁煙及び火気厳禁と表示した標識の図記号は、国際標準化機構又は日本産業規格が定めた規格のものとしします。
- (3) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日等について

(1) 施行日

公布の日（急速充電設備に係る規定については、令和5年10月1日）から施行します。

(2) 経過措置について

ア. 急速充電設備

改正規定の施行の際現に設置又は工事されている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとします。

イ. 喫煙所等の図記号

この条例の施行の際、現に設置又は工事がされている新条例の喫煙等に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によることとします。

4. 禁煙、火気厳禁及び喫煙所の図記号について

図記号	改正後	改正前
禁煙	 禁煙 No smoking	
火気厳禁	 火気厳禁 No open flame	
喫煙所	 喫煙所 Smoking area	